

# 令和元年度

## 指定一般相談支援事業者自主点検表（事業運営の手引き）

### 【指定地域移行支援、指定地域定着支援】

事業所名	
所在市町村名	

#### ※ 記載上の注意

各着眼点について、貴事業所における事業所指定日以降の状況を、いずれか該当する口に✓のマークを記してください。  
また、特に補足することがある場合は、「指導結果」欄以外の余白に記載してください。

# 目 次

第1 基本方針	1
第2 人員に関する基準	4
第3 運営等に関する基準	8
第4 変更の届出等	31
第5 介護給付費の算定及び取扱い	
(1) 2事業共通	32
(2) 指定地域移行支援	33
(3) 指定地域定着支援	42

# 指定障害福祉サービス事業者自主点検表・指導調書【指定地域相談支援、指定地域定着支援】

指導年月日	平成	年	月	日
指導担当者				
職・氏名				

## 第1 基本方針

主眼事項	着眼点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
<p>1 基本方針                      ((2))は地域移行支援を行う場合、((3))は地域定着支援を行う場合(回答。)</p>	<p>(1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。                      (法第51条の22第1項、平成24年厚生労働省令第27号（以下「平24厚令27」）という。))</p> <p>※1 サービスの概要等                      (1) 地域移行支援                      障害者支援施設等、救護施設又は刑事施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 地域定着支援                      居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。</p> <p>※2 対象者                      (1) 地域移行支援                      次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>② 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている</p> <p><input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 運営規程</p> <p>2 パンフレット</p>	

<p>1 基本方針 ((2)は地域移行支援を行う場合、(3)は地域定着支援を行う場合)。</p>	<p>※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければならない入院の長期化が見込まれる者についても対象。</p> <p>※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、心神喪失者等医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、同法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>		
<p>1 基本方針 ((2)は地域移行支援を行う場合、(3)は地域定着支援を行う場合)。</p>	<p>(2) 地域定着支援 次のいずれかに該当する者 ① 居室において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。 ② 居室において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※ 上記①又は②の者のうち心神喪失者等医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 運営規程 2 パンフレット</p>
	<p>(2) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれてい る環境等に応じて、住居の確保その他の地域における生活に移行する ための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、 就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、適切かつ効果的 に行われているか。 (平24厚令27第2条第1項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている</p>	<p>1 運営規程</p>

<p>1 基本方針  <u>(2)</u> は地域移行支援を行う場合、<u>(3)</u> は地域定着支援を行う場合に回答。</p>	<p>特性その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、適切に行われているか。  (平24厚令27第39条第1項)</p> <p>(4) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って公正中立に行われているか。(平24厚令27第2条第2項、同第39条第2項)</p> <p>(5) 自ら提供する指定地域相談支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。  (平24厚令27第2条第3項、同第39条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に行っている  <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に行っている  <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>2 パンフレット</p> <p>1 運営規程</p> <p>1 運営規程</p>	
--	---	---	---	--

第2 人員に関する基準

主眼事項	着眼点(根拠法令)	自主点検結果	確認書類	指導結果
<p>1 従業者の員数(相談支援専門員)</p>	<p>(1) 事業所ごとに、専らその職務に従事(専従)する者(以下「指定地域移行(定着)支援従事者」という。)を置いているか。 (平24厚令27第3条第1項、平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(以下「解釈通知」という。)第2-1(1))</p> <p>※ 解釈通知 指定地域移行(定着)支援事業所に置くべき指定地域移行(定着)支援従事者は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス提供時間帯以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、指定地域移行(定着)支援従事者の当該事業所における勤務時間というものであり、当該指定地域移行(定着)支援従事者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 専従の指定地域移行(定着)支援従事者を配置している</p> <p><input type="checkbox"/> 兼務の指定地域移行(定着)支援従事者を配置している</p> <p>→(2)へ (専従の指定地域移行(定着)支援従事者を配置している場合、(2)は省略。)</p>	<p>1 勤務表 2 雇用契約書</p>	
<p>(2) (1) の専従職員を置いているか。</p>	<p>(2) (1) の専従職員を置いていない場合、下記事項に該当する職員を置いていないか。</p> <p>※ 解釈通知 ただし、指定地域移行(定着)支援の業務に支障がない場合においては、指定地域移行(定着)支援従事者を当該指定地域移行(定着)支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定地域移行(定着)支援のサービス提供時間帯において、指定地域移行(定着)支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行(定着)支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。 なお、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務と兼務する場合は、業務に支障がない場合として認める。</p>	<p><input type="checkbox"/> 左記に該当する職員を配置している</p> <p>→<input type="checkbox"/> 利用者支援に支障はない</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者支援に支障がある</p>	<p>1 勤務表、組織図</p>	
<p>(3) 指定地域移行(定着)支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員の要件を満たす者を配置しているか。 (平24厚令27第3条第2項、解釈通知第2-1(1))</p> <p>※ 解釈通知 同条第2項は、第1項の指定地域移行(定着)支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員でなければならぬことを定めたものである。</p>		<p><input type="checkbox"/> 資格の要件を満たす相談支援専門員を配置している</p> <p><input type="checkbox"/> 資格の要件を満たす相談支援専門員を配置していない</p>	<p>1 資格証明書、研修修了証書 2 勤務表、組織図</p>	

1 従業者の員  
数（相談支援  
専門員）

※ 相談支援専門員の要件等

1 基本的な考え方

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、実務経験（業務により3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。

相談支援専門員の要件となる実務経験

下記の①～④のうち、いずれかに該当する者

※ イからトの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。

- ① イの期間が通算して3年以上かつ540日以上ある者
- ② ロ、ハ、ホ及びビへの期間が通算して5年以上かつ900日以上ある者
- ③ ニの期間が通算して10年以上かつ1,800日以上ある者
- ④ ホからトへの期間が通算して3年以上かつ540日以上であって更にトの期間が5年以上かつ900日以上ある者

業務の 範囲	従事内容
イ 相談 支援 の 業務	平成18年10月1日に(一)から(二)に掲げる者であった者が平成18年9月30日までに相談支援等の業務に従事した期間 (一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 (二) 精神障害者地域生活支援センターの従業者 次の(一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務等に従事した期間 (一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業の従事者 (二) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所等の従業者 (三) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設及び介護医療院等の従業者 (四) 病院若しくは診療所の従業者等 (①社会福祉主事任用資格者、②相談支援の業務に関する基礎的な研修修了者、③トの国家資格を有する者、④上記(一)から(三)に掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る)。
ハ 介護 等 の 業務	次の(一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員が身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護等を行った期間 (一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設等の従業者 (二) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準じる事業(老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、有料老人ホームにおいて介護保険法の特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者介護)の従業者 (三) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者

二	<p>ハの(一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格等でない者が介護等の業務に従事した期間</p>
1	<p>社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉法第19条第1号)</p>
<p>介護等の業務</p>	<p>一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(3科目主事)</p> <p>二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 厚生労働大臣の指定する社会福祉従事者試験に合格した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(1) 精神保健福祉士</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者</p>
2	<p>児童指導員任用資格者「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚令63第43条)」</p>
<p>1</p>	<p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 社会福祉士、精神保健福祉士</p> <p>三 学校教育法の規定による大学の学部、大学院で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科、研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者等</p> <p>四 学校教育法の規定による高等学校、高等専門学校等</p> <p>五 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校等</p>
3	<p>旧精神障害者社会復帰指導員「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12厚令8第17条第2項)」</p>
<p>水</p>	<p>一 大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者</p> <p>二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者</p> <p>三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者</p>
<p>の相談業務支援</p>	<p>障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事者</p>
ハ	<p>特別支援学校その他これらに準ずる機関(特別支援学級)において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事者</p>
ト	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p>

2	<p>管理者</p>	<p>(1) 指定地域移行(定着)支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 また、専従でない場合、基準に適合した勤務となっているか。 (平24厚令27第4条、解釈通知第2-1(2))</p> <p>※ 管理者の勤務形態(解釈通知) 原則として専従であるが、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定地域移行(定着)支援事業所(他の業務や、併設する</p>	<p>1 勤務表、組織図</p>
			<p><input type="checkbox"/> 専従の管理者を配置している</p> <p><input type="checkbox"/> 兼務の管理者を配置している</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 当該事業所の管理に支障はない</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所の管理に支障がある</p>



2 管理者	<p>事業所の業務等を兼ねることができる。また、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と兼務する場合には、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行（定着）支援の従業者である必要はないものである。</p>	(業務過剰等)	
-------	---	---------	--

3 運営に関する基準

主眼事項	着眼点（根拠法令）	自主点検結果	確認書類	指導結果
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。 （同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） （平24厚令27第5条1項、解釈通知第2-2(1)）</p> <p>(2) 利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。 また、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 （平24厚令27第5条2項、解釈通知第2-2(1)）</p> <p>※ 書面に記載する事項（解釈通知）            ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地            ② 当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容            ③ 当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項            ④ 指定地域移行支援の提供開始年月日            ⑤ 指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口            なお、利用者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 運営規程、重要事項説明書、パンフレット 2 契約書（又は同意書） 3 同意書（作成している場合）	
2 契約内容の報告等	<p>(1) 利用契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 （平24厚令27第6条、解釈通知第2-2(2)）</p>	<input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない	1 報告控	
3 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。 （平24厚令27第7条、解釈通知第2-2(3)）</p> <p>※ 正当な理由（解釈通知）            ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合            ② 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合            ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を</p>	<input type="checkbox"/> 拒んでいない <input type="checkbox"/> 拒んでいる 拒んでいる場合の理由 [ ]	1 拒んでいる場合は、その理由の詳細を確認	

3 提供拒否の禁止	定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域相談支援を提供することが困難な場合			
4 連絡調整に対する協力	指定地域相談支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力しているか。 (平24厚令27第8条、解釈通知第2-2(4))	<input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない	1 連絡調整に関する記録等	
5 サービス提供困難時の対応	正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定地域相談支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 (平24厚令27第9条、解釈通知第2-2(5))	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 相談記録 2 連絡調整に関する記録等	
6 受給資格の確認	指定地域相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 (平24厚令27第10条、解釈通知第2-2(6))	<input type="checkbox"/> 確かめている <input type="checkbox"/> 確かめていない	1 受給者証	
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	支給期間の終了に伴う支給決定の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 (平24厚令27第11条、解釈通知第2-2(7))	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	1 相談記録等	
8 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。 また、証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載しているか。 (平24厚令27第14条、解釈通知第2-2(8)) ※ 身分証には事業所名及び氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能を記載することが望ましい。	<input type="checkbox"/> 身分証を携行させている <input type="checkbox"/> 身分証を携行させていない	1 身分証	
9 サービス提供の記録	指定地域相談支援を提供した際は、当該指定地域相談支援の提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録しているか。 また、事業者は、サービスの提供の記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域相談支援を提供したことについて確認を受けているか。 (平24厚令27第15条、解釈通知第2-2(9))	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない	1 サービス提供記録 2 サービス提供実績記録票	

<p>10 指定地域相談支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることができる金銭の支払いの範囲等</p>	<p>(1) 指定地域相談支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (平24厚令27第16条第1項、解釈通知第2-2(10))</p> <p>※ 解釈通知 指定地域移行支援事業者は、基準第17条第1項及び第2項に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>① 指定地域移行支援のサービスマ提供の一貫として行われるものではないサービスマ提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 限られている <input type="checkbox"/> 限られていない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 契約書、重要事項説明書</p>
<p>11 指定地域相談支援給付費の額等の受領</p>	<p>(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (平24厚令27第16条第2項、解釈通知第2-2(10))</p> <p>(1) 法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、指定地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項の規定により算定された指定地域相談支援給付費の額の支払いを受けているか。 (平24厚令27第17条第1項、解釈通知第2-2(11))</p> <p>(2) (1) のほか、指定地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定相談支援を提供する場合に受けることのできる、それに要した交通費の支払いを指定地域相談支援給付決定障害者から受けているか。(受けとらないことも可) (平24厚令27第17条第2項、解釈通知第2-2(11))</p>	<p><input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 受領している <input type="checkbox"/> 受領していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 実費相当額を受領している <input type="checkbox"/> 実費相当額を受領していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 契約書、重要事項説明書 2 同意書(又は同意が客観的に確認できるもの)</p> <p>1 領収書控 2 受給者証、利用者負担に関する台帳</p> <p>1 領収書控</p>

11	指定地域相談支援給付費の額の受領	<p>※ 特別地域加算を算定する場合 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等に入院又は入所している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算することができるが、この場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けない。 (報酬告示第1の1 注3)</p> <p>(3) (1) 及び (2) の費用を受領した場合に、利用者に対し領収証を交付しているか。 (平24厚令27第17条第3項、解釈通知第2-2(11))</p> <p>(4) (2) のサービス提供に当たり、利用者に対しあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得ているか。 (平24厚令27第17条第4項、解釈通知第2-2(11))</p>	<p>1 領収書控</p> <p><input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない</p>	
12	地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 法定代理受領により市町村から指定地域相談支援に係る指定地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。 (平24厚令27第18条第1項、解釈通知第2-2(12))</p> <p>(2) 法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書が指定地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。 (平24厚令27第18条第2項、解釈通知第2-2(12))</p>	<p>1 契約書、重要事項説明書 2 同意書 (又は同意が客観的に確認できるもの)</p> <p>1 通知書控</p> <p><input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない</p> <p><input type="checkbox"/> 通知している <input type="checkbox"/> 通知していない</p> <p>1 サービス提供証明書 明書控</p> <p><input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	

※「13 指定地域移行支援の具体的取扱方針」から「18 関係機関との連絡調整等」までは、地域移行支援のみ回答すること。

<p>13 指定地域移行支援の具体的取扱方針【地域移行支援のみ】</p>	<p>(1) 管理者は、指定地域移行支援従事者に基本相談支援に係る業務及び地域移行支援計画の策定その他指定地域移行支援に関する業務を担当させているか。 (平24厚令27第19条第1号、解釈通知第2-2(13))</p> <p>(2) 管理者は、相談支援専門員に相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行っているか。 (平24厚令27第19条第2号、解釈通知第2-2(13))</p> <p>(3) 事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身等の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 (平24厚令27第19条第3号)</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 (平24厚令27第19条第4号、解釈通知第2-2(13))</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当させている <input type="checkbox"/> 担当させていない</p> <p><input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域移行支援計画書 2 職務分担表 3 組織図</p> <p>1 研修記録 2 連絡調整等の記録</p> <p>1 地域移行支援計画書 2 サービス提供記録</p> <p>1 地域移行支援計画書 2 サービス提供記録</p>
<p>14 地域移行支援計画の作成等【地域移行支援のみ】</p>	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画を作成しているか。 (平24厚令27第20条第1項、解釈通知第2-2(14))</p> <p>※ 地域移行支援計画（解釈通知） 地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上するための課題、指定地域移行支</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域移行支援計画書 2 計画作成に関する会議録</p>

<p>14 地域移行支援計画の作成等 【地域移行支援のみ】</p>	<p>援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である。 また、地域移行支援計画は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な内容の検討に基づいて立案されるものである。 なお、地域移行支援計画の様式については、各事業所ごとの定めるもので差し支えない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 務めていない <input type="checkbox"/> 務めていない</p>	<p>1 アセスメント等の記録 2 計画作成に関する会議録</p>
<p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。 (平24厚令27第20条第2項、解釈通知第2-2(14))</p> <p>※ 指定地域移行支援従事者の役割（解釈通知） 指定地域移行支援従事者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、地域移行支援計画の原案を作成し、以下の手順により地域移行支援計画に基づき支援を実施するものである。</p> <p>ア 利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者を集めて行う会議（計画作成会議）を開催し、地域移行支援計画の原案について意見を求めること。 イ 当該地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。 ウ 利用者に対して地域移行支援計画を交付すること。 エ 適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の把握及び当該地域移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている → <input type="checkbox"/> 理解を得ている</p>	<p>1 アセスメント等の記録</p>	
<p>(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている → <input type="checkbox"/> 理解を得ている</p>	<p>1 アセスメント等の記録</p>	

<p>14 地域移行支援計画の作成等</p>	<p>この場合に面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (平24厚令27第20条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 理解を得ていない <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	
<p>【地域移行支援のみ】</p>	<p>(4) 指定地域移行支援従事者、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスの連携を含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 (平24厚令27第20条第4項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 作成している → <input type="checkbox"/> 他のサービスとの連携を含めている <input type="checkbox"/> 他のサービスとの連携を含めていない <input type="checkbox"/> 作成していない</p>	<p>1 地域移行支援計画書（アセスメントを含む）</p>
	<p>(5) 指定地域移行支援従事者は、<u>計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</u> (平24厚令27第20条第5項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 意見を求めている <input type="checkbox"/> 意見を求めていない</p>	<p>1 計画作成に関する会議録</p>
	<p>(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の策定に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、<u>文書により利用者の同意を得ているか。</u> (平24厚令27第20条第6項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない</p>	<p>1 同意書（又は同意が客観的に確認できるもの） 2 地域移行支援計画書</p>
	<p>(7) 指定地域移行支援従事者は、<u>地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。</u> (平24厚令27第20条第7項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない</p>	<p>1 地域移行支援計画書</p>
	<p>(8) 指定地域移行支援従事者は、<u>地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</u> 【ポイント】 ・地域移行支援の手順 → ①課題の把握（アセスメント）・訪問 ↑ ↑ ↑ ②地域移行支援計画の原案作成</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域移行支援計画書 2 計画作成に関する会議録 3 モニタリングの記録</p>



<p>14 地域移行支援計画の作成等 【地域移行支援のみ】</p>	<p>③計画作成会議 ↓ ④文書による同意 ↓ ⑤地域移行支援計画の交付 ※ おおむね週に1回以上の対面等による支援 ↓ ⑥計画の見直し・変更 ※ 計画を変更する際は、再アセスメントから一連のプロセス</p>		
<p>15 地域における生活に移行するための活動に関する支援 【地域移行支援のみ】</p>	<p>※ Q &amp; A Q：地域移行支援計画は相談支援専門員ではない地域移行支援に従事する者が作成してもよいか。 A：作成できる。なお、相談支援専門員以外の者が作成する場合には、当該事業所の相談支援専門員が、必要に応じて技術的指導・助言を行うこと。</p> <p>(1) 利用者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、身体的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を的確に把握しているか。（平24厚令27第21条第1項、解釈通知第2-2(15)）</p> <p>(2) 利用者に対して上記の支援を提供するに当たって、おおむね週に1回以上、利用者と対面による支援を実施しているか。 （平24厚令27第21条第2項、解釈通知第2-2(15)）</p> <p>※ 解釈通知 指定地域移行支援の提供に当たっては、一定の期間の中で地域移行支援に向けた目標を設定して集中的に支援することが望ましいことから、おおむね週1回以上、利用者との対面による支援を行わなければならないこととしたものである。 なお、利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいう。 また、指定地域移行支援事業者は、地域移行支援の提供に当たって</p>	<p><input type="checkbox"/>把握している <input type="checkbox"/>把握していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>1 地域移行支援計画書</p>	
		<p><input type="checkbox"/>実施している <input type="checkbox"/>実施していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>1 地域移行支援計画書 2 サービス提供記録</p>	

<p>15 地域における生活に移動するための活動に関する支援 【地域移行支援のみ】</p>	<p>は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターの担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めること。</p>			
<p>16 障害福祉サービスの体験的な利用支援 【地域移行支援のみ】</p>	<p>(1) 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。 (平24厚令27第22条、解釈通知第2-2(16))</p> <p>※ 解釈通知 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供する場合は、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことを規定したものである。 なお、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者と連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に対して同行による支援を行うこと。 また、指定地域移行支援従事者は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターに及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たった際の事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報提供を行うなど、緊密な連携を図ること。</p>	<p><input type="checkbox"/>行っている <input type="checkbox"/>行っていない</p>	<p>1 地域移行支援計画書 2 サービス提供記録 3 連絡調整に関する記録等</p>	
<p>17 体験的な宿泊支援 【地域移行支援のみ】</p>	<p>(1) 体験的な宿泊支援について、以下の要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>一 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>行っている <input type="checkbox"/>行っていない</p> <p>→ <input type="checkbox"/>必要な広さを有している <input type="checkbox"/>必要な広さを有していない</p> <p><input type="checkbox"/>備えている <input type="checkbox"/>備えていない</p>	<p>1 平面図（実地確認） 2 地域定着支援台帳 3 サービス提供記録</p>	

<p>17 体験的な宿泊支援 【地域移行支援のみ】</p>	<p>二 衛生的に管理されている場所であるか。 (平24厚令27第23条第1項、解釈通知第2-2(17))</p>	<p><input type="checkbox"/> 衛生的に管理されている <input type="checkbox"/> 衛生的に管理されていない</p>	
	<p>(2) 体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス等への委託により行っているか。 (平24厚令27第23条第2項、解釈通知第2-2(17))</p> <p>※ 解釈通知 体験的な宿泊支援について、指定地域移行支援事業者自らアパルト等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所の空室を活用していることのできることを規定したものである。 なお、指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。 また、指定地域移行支援従事者は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターに又は精神科病院及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な宿泊に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、緊急時の連絡体制の確保、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報提供を行うなど、緊密な連携を図ること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない</p>	<p>1 地域移行支援計画書 2 サービス提供記録 3 連絡調整に関する記録等</p>
<p>18 関係機関との連絡調整等 【地域移行支援のみ】</p>	<p>指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。 (平24厚令27第24条、解釈通知第2-2(18))</p> <p>※ 解釈通知 基準第24条は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、住居の確保や行政機関の手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行うこととしたものである。</p>	<p><input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない</p>	<p>1 地域移行支援計画書 2 サービス提供記録 3 連絡調整に関する記録等</p>

<p>19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知</p>	<p>指定地域相談支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 (平24厚令27第25条、解釈通知第2-2(19))</p> <p>※ 解釈通知 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができると鑑み、指定地域移行支援事業者は、その地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な手段によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなくてはならないこととしたものである。</p>	<p><input type="checkbox"/> 通知している <input type="checkbox"/> 通知していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 通知書控</p>	
<p>20 管理者の責務</p>	<p>管理者は、指定地域移行（定着）支援従事者その他の従業員の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (平24厚令27第26条第1項、解釈通知第2-2(20))</p> <p>また、指定地域移行（定着）支援従事者に平成24年厚生労働省令第27号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (平24厚令27第26条第2項、解釈通知第2-2(20))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない  <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 組織図 2 職務分担表 3 業務日誌等</p>	
<p>21 運営規程</p>	<p>指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。 (平24厚令27第27条、解釈通知第2-2(21))</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域相談支援の提供方法及び内容並びに利用者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるようにすること。 なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点から目安であり、当該地域を越えてサービスが行うことは差し支えない。 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に定めている <input type="checkbox"/> 適切に定められていない</p>	<p>1 運営規程</p>	

⑧ その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、事故発生時の対応、地域生活支援拠点等の必要な機能のうち満たす機能等）

※ 解釈通知

指定地域移行（定着）支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域移行（定着）支援の提供を確保するため、基準第27条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域移行（定着）支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ① 従業者の職種、員数及び職務内容（第2号）  
従業者については、指定地域移行（定着）支援従事者その他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。
- ② 指定地域移行（定着）支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額（第4号）  
指定地域移行（定着）支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所、課題分析の順序等を記載するものとする。地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額については、地域相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第17条第2項に規定する額を指すものである。
- ③ 通常の事業の実施地域（第5号）  
通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。  
なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。
- ④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号）  
指定地域移行（定着）支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためめやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）  
「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定地域移行（定着）支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。

<p>22 勤務体制の確保等</p>	<p>具体的には、 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 （研修方法や研修計画など） 等を指すものであること。 ⑥ その他運営に関する重要事項（第8号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能を明記すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 勤務体制を定めていない <input type="checkbox"/> 勤務体制を定めていない</p>	<p>1 事務分担表 2 勤務表</p>	
	<p>（1）事業者は、利用者等に対し、適切な指定地域相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、指定地域移行（定着）支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 （平24厚令27第28条第1項、解釈通知第2-2(22)①） ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>（2）当該指定地域移行（定着）支援事業所の指定地域移行（定着）支援従事者（雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者）によって指定地域移行（定着）支援を提供しているか。 （ただし、基準第22条及び第23条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに指定地域移行支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではない。） （平24厚令27第28条第2項、解釈通知第2-2(22)②）</p> <p>※ _____ については地域移行支援について適用。地域定着支援について は、「基準第44条第4項の規定により指定障害福祉サービス事業者</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所の従業者がサービスを提供している <input type="checkbox"/> 当該事業所以外の者がサービスを提供している</p>	<p>1 勤務表</p>	

	<p>等への委託により行われる一時的な滞在による支援」と読み替える。</p> <p>(3) 委託を行う場合、当該委託業務の受託者の業務の実施状況を定期的に確認、記録しているか。 (平24厚令27第28条3項、解釈通知第2-2(22)③)</p> <p>(4) 従業者の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。 (平24厚令27第28条4項、解釈通知第2-2(22)④)</p> <p>※ 解釈通知 基準第28条第4項は、当該指定地域移行（定着）支援事業所の指定地域移行支援従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 確認、記録している</p> <p><input type="checkbox"/> 確認、記録していない</p>	<p>1 研修記録</p> <p>2 研修予定表</p>	
<p>23 設備及び備品等</p>	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域相談支援に必要な設備及び備品等を備えているか。 (平24厚令27第29条、解釈通知第2-2(23))</p> <p>① 事務室 指定地域移行（定着）支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域移行（定着）支援の事業を行うための区画が明確に特定されれば足りるものとする。</p> <p>② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定地域移行（定着）支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>③ 設備及び備品等 指定地域移行（定着）支援事業者は、指定地域移行（定着）支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> いずれも満たしている</p> <p><input type="checkbox"/> 一部満たしていない</p> <p>その内容： [ ]</p>	<p>1 平面図（実地確認）</p> <p>2 運営規程、重要事項説明書</p>	

24 衛生管理等	<p>ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域移行（定着）支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない</p>	1 講じている対応の確認	
25 掲示等	<p>(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (平24厚令27第30条第1項、解釈通知第2-2(24))</p> <p>(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (平24厚令27第30条第2項、解釈通知第2-2(24))</p>	<p><input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない</p>	1 講じている対応の確認	
26 秘密保持等	<p>(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 (平24厚令27第31条第1項、解釈通知第2-2(25))</p> <p>(2) ホームページ等に掲載する等、重要事項の公表に努めているか。 (平24厚令27第31条第2項、解釈通知第2-2(25))</p>	<p><input type="checkbox"/> 掲示している <input type="checkbox"/> 掲示していない</p>	1 重要事項の掲示状況の確認	
27 秘密保持等	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか。 (平24厚令27第32条第1項、解釈通知第2-2(26))</p> <p>(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等々の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 (平24厚令27第32条第2項、解釈通知第2-2(26))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に配慮している <input type="checkbox"/> 適切に配慮していない</p>	1 就業規則	
28 秘密保持等	<p>※ 解釈通知 具体的には、指定地域移行（定着）支援事業者は、当該指定地域移行（定着）支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない</p>	1 講じている措置（対応）の確認	
	(3) 計画作成会議等において、指定地域移行支援従業者及び利用者に係る	<input type="checkbox"/> 同意を得ている	1 書面、同意書(又	



26 秘密保持等	<p>障害者支援施設等、精神科病院、看護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者が、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 (平24厚令27第32条3項、解釈通知第2-2(26))</p> <p>※ 解釈通知 この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>	<p><input type="checkbox"/> 同意を得ていない</p>	<p>は同意が客観的に確認できるもの)</p>	
27 情報の提供等	<p>(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報を提供に努めているか。 (平24厚令27第33条1項)</p> <p>(2) 当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 (平24厚令27第33条2項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 努めている</p> <p><input type="checkbox"/> 努めていない</p> <p><input type="checkbox"/> 虚偽又は誇大な表現はない</p> <p><input type="checkbox"/> 虚偽又は誇大な表現がある</p> <p><input type="checkbox"/> 供与していない</p> <p><input type="checkbox"/> 供与している</p>	<p>1 パンフレット</p> <p>2 その他情報提供に関する資料等</p> <p>1 パンフレット、その他広告に関する資料等</p>	
28 利益供与等の禁止	<p>(1) 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域相談支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならないか。 (平24厚令27第34条第1項、解釈通知第2-2(27))</p> <p>(2) 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないか。 (平24厚令27第34条第2項、解釈通知第2-2(27))</p>	<p><input type="checkbox"/> 收受していない</p> <p><input type="checkbox"/> 收受している</p>		
29 苦情解決	<p>(1) 利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (平24厚令27第35条第1項、解釈通知第2-2(28))</p> <p>※ 解釈通知 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない</p>	<p>1 苦情解決処理に関する規程等</p> <p>2 重要事項説明書</p>	

<p>なお、当該措置の概要については、重要事項説明書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。</p>			
<p>(2) (1) の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 (平24厚令27第35条第2項、解釈通知第2-2(28))</p>	<p><input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 苦情に関する記録</p>	
<p>(3) 提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (平24厚令27第35条第3項、解釈通知第2-2(28))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に対応している <input type="checkbox"/> 適切に対応していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 関係書類控</p>	
<p>(4) 提供した指定地域相談支援に関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (平24厚令27第35条第4項、解釈通知第2-2(28))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に対応している <input type="checkbox"/> 適切に対応していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 関係書類控</p>	
<p>(5) 提供した指定地域相談支援に関し、法第51条の27第1項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (平24厚令27第35条第5項、解釈通知第2-2(28))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に対応している <input type="checkbox"/> 適切に対応していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 関係書類控</p>	
<p>(6) 県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合に、(3)から(5)の改善内容を報告しているか。 (平24厚令27第35条第6項、解釈通知第2-2(28))</p>	<p><input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 関係書類控</p>	

29 苦情解決	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあわせんにできる限り協力しているか。 (平24厚令27第35条第7項、解釈通知第2-2(28))	<input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 関係書類	
30 事故発生時の対応	<p>(1) 利用者等に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (平24厚令27第36条第1項、解釈通知第2-2(29))</p> <p>※ あらかじめ職員に対し、事故発生時の対応方法に関して周知を図ること。 また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 更に事業者は、損害賠償保険に加入することが望ましい。</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (平24厚令27第36条第2項、解釈通知第2-2(29))</p> <p>(3) 利用者等に対する指定地域相談支援の提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (平24厚令27第36条第3項、解釈通知第2-2(29))</p> <p>※ 事業者は、損害賠償保険に加入するのが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 事故対応マニュアル</p> <p>2 職員への周知に関する資料等</p> <p>3 損害賠償保険加入証書</p>	
		<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 事故処置に関する記録	
31 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域相談支援の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 (平24厚令27第37条、解釈通知第2-2(30))</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 事故処置に関する記録</p> <p>2 損害賠償に関する書類</p>	
32 記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 また、次の記録について指定地域相談支援を提供した日から5年間保存しているか。 (平24厚令27第38条、解釈通知第2-2(31))</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 会計に関する書類	1 関係記録

32 記録の整備

- ① 提供日、サービスの提供の記録  
要な事項の提供の記録
- ② 地域移行支援計画（地域定着支援台帳）
- ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※「33 指定地域定着支援の具体的取扱方針」から「36 緊急の事態における支援等」までは、地域定着支援のみ回答すること。

<p>33 指定地域定着支援の具体的取扱方針【<u>地域定着支援のみ</u>】</p>	<p>(1) 基準第39条に規定する基本方針に基づき、事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に基本相談支援に係る業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。 (平24厚令27第41条第1項、解釈通知第3-2(1)①)</p> <p>(2) 事業所の管理者は相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。 (平24厚令27第41条第2項、解釈通知第3-2(1)②)</p> <p>(3) 事業者は、利用者の心身等の状況に応じて、その者の支援を適切に行っているか。 (平24厚令27第41条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当させている <input type="checkbox"/> 担当させていない</p> <p><input type="checkbox"/> 行わせている <input type="checkbox"/> 行わせていない</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域定着支援台帳 2 業務日誌</p> <p>1 各種会議録、研修記録</p> <p>1 地域定着支援台帳 2 サービス提供記録 3 連絡調整に関する記録等</p>	
<p>33 指定地域定着支援の具体的取扱方針【<u>地域定着支援のみ</u>】</p>	<p>(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧にを行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 (平24厚令27第41条第4項、解釈通知第3-2(1)③)</p> <p>※ 解釈通知 指定地域定着支援は、緊急時等に利用者の家族の協力が必要となる場合が想定されることから、指定地域定着支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。 また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域定着支援台帳 2 サービス提供記録</p>	
<p>34 地域定着支援台帳の作成等</p>	<p>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域定着支援台帳</p>	

<p>【地域定着支援のみ】</p> <p>連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成しているか。 (平24厚令27第42条第1項、解釈通知第3-2(2))</p> <p>※ 地域定着支援台帳（解釈通知）          地域定着支援台帳は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他関係の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した書面である。          また、地域定着支援台帳は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、緊急時等に適切な対応を行うために行うものである。          なお、地域定着支援台帳の様式については、各事業所ごとの定めるもので支えない。          また、指定地域定着支援従事者は、常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該地域定着支援台帳を見直し、必要に応じて当該地域定着支援台帳の変更を行うこと。</p>			<p>1 アセスメント等の記録          2 計画作成に関する会議録</p>	
<p>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。 (平24厚令27第42条第2項、解釈通知第3-2(2))</p>		<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている  <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 アセスメント等の記録</p>	
<p>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。          この場合において、指定地域定着支援の職務に従事するものは、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (平24厚令27第42条第3項、解釈通知第3-2(2))</p>		<p><input type="checkbox"/> 理解を得ている  <input type="checkbox"/> 理解を得ていない</p>	<p>1 アセスメント等の記録</p>	
<p>(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。 (平24厚令27第42条第3項、解釈通知第3-2(2))</p>		<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている  <input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 地域定着支援台帳          2 計画作成に関する会議録          3 モニタリングの記録</p>	
<p>35 常時の連絡体制の確保等</p>	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に          応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制</p>	<p><input type="checkbox"/> 確保している  <input type="checkbox"/> 確保していない</p>	<p>1 地域定着支援台帳</p>	

<p>【地域定着支援のみ】</p>	<p>を確保しているか。 (平24厚令27第43条第1項、解釈通知第3-2(3))</p> <p>※ 解釈通知 常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。 なお、常時の連絡の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。 利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握することを趣旨としたものである。</p>	<p>2 サービス提供記録 3 事務分担表 4 勤務表</p>	
<p>36 緊急の事態における支援等 【地域定着支援のみ】</p>	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。 (平24厚令27第43条第2項、解釈通知第3-2(3))</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 (平24厚令27第44条第1項、解釈通知第3-2(4))</p> <p>※ 解釈通知 緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行い、利用者の状況に応じて必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。 なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付き添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。</p>	<p><input type="checkbox"/>把握している <input type="checkbox"/>把握していない</p> <p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p> <p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 地域定着支援台帳 2 サービス提供記録</p> <p>1 地域定着支援台帳 2 サービス提供記録</p> <p>1 地域定着支援台帳 2 サービス提供記録</p>
<p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について下記に定める要件を満たす場所において行っているか。</p>	<p>(平24厚令27第44条第2項、解釈通知第3-2(4))</p>	<p><input type="checkbox"/>行っている <input type="checkbox"/>行っていない</p>	<p>1 平面図(実地確認)</p>

<p>36 緊急の事態 における支援 等</p>	<p>【地域定着支援 のみ】</p>	<p>2 地域定着支援台 帳</p> <p>3 サービス提供記 録</p>	
	<p>(平24厚令27第44条第3項、解釈通知第3-2(4))</p> <p>① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>② 衛生的に管理されている場所であるか。</p>	<p>必要な広さの区画を <input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない</p> <p>必要な設備及び備品等を <input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない</p> <p><input type="checkbox"/> 管理されている場所 である <input type="checkbox"/> 理されている場所 でない</p>	
	<p>(4) 指定地域定着支援事業者は(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。 (平24厚令27第44条第4項、解釈通知第3-2(4))</p> <p>※ 解釈通知 一 一時的な滞在による支援について、指定地域定着支援事業者が当該指定地域定着支援事業所の宿直室等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができることを規定したものである。</p>	<p><input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない</p>	



4 変更の届出等

主眼事項	着 眼 点 (根拠法令)	自主点検結果	確認書類	指導結果
<p>1 変更の届出</p>	<p>次の事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に指定権者に届け出ているか。 (法第51条の25第1項、施行規則第34条の58第1項及び第2項)</p> <p>① 事業所の名称及び所在地            ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所            ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)            ④ 事業所の平面図            ⑤ 事業所の管理者及び指定相談支援の提供に当たたる者の氏名、経歴及び住所            ⑥ 運営規程            ⑦ 当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費の請求に関する事項            ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、指定権者に届け出ているか。 (法第51条の25第2項、施行規則第34条の58第3項)</p> <p>特定(障害児)相談支援事業所の指定を受けている場合は、市町村への届け出も必要になります。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に届け出ている  <input type="checkbox"/> 適正に届け出していない</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 期限内に届け出ていない  <input type="checkbox"/> 変更、又は廃止等について届け出ていない</p> <p>[ 届け出していない内容 ]</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>		

## 第5 地域相談支援給付費の算定及び取扱い

○ 各事業別の自主点検箇所

- ① 指定地域移行支援 → P 3 2 以下の「(1) 2 事業共通」及びP 3 3 以下の「(2) 指定地域移行支援」  
 ② 指定地域定着支援 → P 3 2 以下の「(1) 2 事業共通」及びP 4 2 以下の「(3) 指定地域定着支援」

### (1) 2 事業共通

主眼事項	着眼点(根拠法令)	自主点検結果	確認書類	指導結果
1 基本事項等 (共通事項)	<p>(1) 地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号(以下「報酬告示」という。)の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定しているか。</p> <p>(2) 端数処理は適正に行われているか。</p> <p>※ 単位数算定の際の端数処理            加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算する。            (平18障発1031001(以下「留意事項通知」という。)第2-1(1))</p> <p>(例) 地域移行サービス費(1)を算定している地域移行支援事業者が特別地域に存在する精神病院等に入院又は入所している支給決定障害者に指定地域移行支援を行った場合  <math>3,044\text{単位} \times 15/100 = 456.6\text{単位} \rightarrow 457\text{単位}</math></p> <p>※ 端数処理の基本            ① 端数処理は1計算の都度            ② 単位数算定の際は四捨五入            ③ 単位数から金額換算の際は切り捨て</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 適正に算定していない</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	

(2) 指定地域移行支援

主眼事項	着眼点 (根拠法令)	自主点検結果	確認書類	指導結果
1 地域移行支援サービス費	<p>(1) 地域相談支援給付費の支給対象者に対して、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき地域相談支援給付費の所定単位数を算定しているか。 (報酬告示第1-1)</p> <p>地域移行支援サービス費 (I) 3,059単位/月 地域移行支援サービス費 (II) 2,347単位/月</p> <p>※ 地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件 (1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。 (2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。 ア 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。 イ 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修(注)の修了者であること。 [注] 都道府県地域生活支援事業(精神障害関係従事者養成研修事業)の一つ</p> <p>(3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 運営規程</p> <p>3 受給者証</p>	
H30.3.30平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第023002号障害保健福祉部長通知)の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。」	<p>答92 地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。</p>			

「緊密な連携」の具体例 (いずれも月1回以上が目安)

- ・ 障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加
- ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づき、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

<p>1 地域移行支援サービス費</p>	<p>問93 地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件の1つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。</p> <p>答93 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加</li> <li>・地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介</li> <li>・地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動</li> </ul> <p>などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 算定していない  <input type="checkbox"/> 算定している  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	
<p>2 特別地域加算</p>	<p>(2) 本調書[P9~11]の「14 地域移行支援計画の作成等」の(1)から(8)に定める基準を満たさないと、又は利用者との対面による支援(指定基準第21条第2項の規定による利用者との対面による支援をいう。)を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。  (報酬告示第1-1注2、留意事項通知第3-1(1))</p> <p>【留意事項通知】  指定地域移行支援の提供に当たっては、指定基準又は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条)  ② 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合  (報酬告示第1-1注2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している  <input type="checkbox"/> 適正に算定していない  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	
<p>2 特別地域加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める地域(※)の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設又は刑事施設等に入院又は入所している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  (報酬告示第1-1注3)</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める地域  ・ ・ ・ 過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域等</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している  <input type="checkbox"/> 適正に算定していない  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	

<p>2 特別地域加算</p>	<p>(2) 「1 地域移行支援サービス費」の(2)の場合において、加算を算定していないか。</p> <p>(3) (1) の場合において、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けていないか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 算定していない  <input type="checkbox"/> 算定している  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>
<p>3 初回加算</p>	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位を算定しているか。(500単位)</p> <p>※ 留意事項通知  地域相談支援報酬告示第1の2の2の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援支給決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できるものであること。</p> <p>(2) 初回加算を算定後、①引き続き当該病院や施設等に入院、入所している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合、②他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合に、再度初回加算を算定していないか。  (報酬告示第1-2、留意事項通知第3-1(3))</p> <p>※ 指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 初回加算を算定後、病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までに間が3月以上経過している場合に限り、再度初回加算を算定しているか。  (報酬告示第1-2、留意事項通知第3-1(3))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している  <input type="checkbox"/> 適正に算定していない  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 アセスメント記録、計画作成会議の記録、地域移行支援計画書  2 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>
		<p><input type="checkbox"/> 算定していない  <input type="checkbox"/> 算定している  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 アセスメント記録、計画作成会議の記録、地域移行支援計画書  2 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>
		<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している  <input type="checkbox"/> 適正に算定していない  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 アセスメント記録、計画作成会議の記録、地域移行支援計画書  2 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>

3 初回加算	※ 指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。		びサービス提供実績 記録票
4 集中支援加算	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合（報酬告示第1-1注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。(500単位) （報酬告示第1-2）</p> <p>(2) 加算の算定に当たって、「退院・退所月加算」が算定される月に ついて、加算していないか。(報酬告示第1-2、留意事項通知第3-1(4))</p> <p>※ 留意事項通知 地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。</p>	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>
5 退院・退所月加算	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院又は障害者支援施設等からの退院又は退所日が属する月（翌月に退院又は退所することが確実に見込まれる場合であって、退院又は退所日が翌月の初日等であるときにあっては、退院又は退所日が属する月の前月）に、1月につき所定単位数を加算しているか。(2,700単位) （報酬告示第1-3、留意事項通知第3-1(5)①）</p> <p>※ 留意事項通知 地域相談支援報酬告示第1の3の退院・退所月加算については、退院又は退所月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意すること。 また、退院又は退所日が翌月の初日等の場合においては、退院又は退所月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院又は退所することが確実に見込まれる場合については、退院又は退所月の前月において算定できるものであること。 この場合において、結果として翌月に当該者が退院又は退所しなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。 なお、その後の支援の結果、当該者が退院又は退所した場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。</p>	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>

<p>5 退院・退所 月加算</p>	<p>(2)(1)について、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、当該加算を加算していないか。 (報酬告示第1-3、留意事項通知第3-1(5)②)</p> <p>※ 留意事項通知 退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 (一) 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合 (二) 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ○ 社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所、地域移行支援型ホームを想定 (H27.3.31Q&amp;AVOL.2問57) (三) 死亡による退院又は退所の場合</p>	<p><input type="checkbox"/> 算定していない <input type="checkbox"/> 算定している <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>
<p>6 障害福祉サービス の体験 利用加算</p>	<p>指定地域移行支援事業者が、指定地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。）を提供した場合（1の注2に定める場合を除く。）に、15日※を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (報酬告示第1-4、留意事項通知第3-1(6))</p> <p>障害福祉サービスの 体験利用加算（Ⅰ） 500単位/日（初日から5日目以内） 体験利用加算（Ⅱ） 250単位/日（6日目から15日目以内） ※地域移行支援事業者が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50単位/日</p> <p>※ H27年度から（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）の利用期間の制限は廃止。 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い（留意事項通知） ① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験機関及び留意事項等を地域移行支援計画に位置づけて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できるものであること。 また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、利用日数に応じ算定できるものであること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票 2 地域移行支援計画 3 サービス提供記録</p>

## 6 障害福祉サービス の体験 利用加算

- ② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日※を限度として算定できるものとする。  
なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日※を限度として算定することに留意すること。

※ H27年度から（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）の利用期間の制限は廃止。

### 【ポイント】

- ・ 体験利用加算の算定対象となる障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限定されている。
- ・ 体験利用加算は地域相談支援給付費の報酬に加算される。従って、体験利用する障害福祉サービス事業所へは、一般相談支援事業者から委託費等として体験利用に伴う経費等を支出する。
- ・ 体験利用の日数についても制限がある（給付期間中（6か月）15日）。
- ・ なお、給付期間が更新された場合は再度利用可能。
- ・ 平成24年度の報酬改定により、特定のサービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）に、「障害福祉サービスの体験利用支援加算」が新たに設けられているが、これは、障害者支援施設等に入所している利用者が、地域移行支援を利用し、日中に地域の障害福祉サービスを体験利用する日において、一定の支援をした場合に基本報酬に代えて算定が可能とされているもの。

### H24.3.6 相談支援に関するQ&A

#### (1) 指定基準関係

Q3 地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援は、指定基準案において「指定障害福祉サービス事業者等」に委託できるとされているが、「等」は指定障害福祉サービス事業者以外にどのような者が想定されるのか。

A3 指定基準においては、「指定障害福祉サービス事業者等」とは、法第29条第2項に規定する「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園」であり、これらの者以外に委託することはできない。なお、体験宿泊及び一時的な滞在による支援は、指定障害福祉サービス事業者等への委託によらず、指定一般相談支援事業者が当該指定一般相談支援事業所以外の場所（アパート等）を確保して自ら実施することも可能であることに留意。



<p>6 障害福祉サービス利用加算</p>	<p>(4) 報酬関係</p> <p>Q3 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。</p> <p>A3 指定一般相談支援事業者に算定される。なお、指定一般相談支援事業者が、委託により体験利用等を実施する場合は受託した障害福祉サービス提供者に委託費を支払うこととなる。</p> <p>Q4 障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊及び一時的な滞在による支援の加算額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。</p> <p>A4 基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。</p>	<p>7 体験宿泊加算(1)</p> <p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(指定基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。)を提供した場合(「1 地域移行支援サービス費」の(2)及び「7 体験宿泊加算(II)」の場合を除く。)に、体験宿泊加算(1)及び(II)を合計して15日※を限度として、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>体験宿泊加算(1) 300単位/日 +50単位/日</p> <p>※ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合</p> <p>※ H27年度から(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)の利用期間の制限は廃止。</p> <p>体験宿泊加算の取扱い(留意事項通知)</p> <p>① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 地域移行支援計画</p> <p>3 サービス提供記録</p>
-----------------------	---	--	--

7 体験宿泊加算(Ⅰ)

行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えな  
い。ただし、家族等が生活する場所において体験的な宿泊を行う場  
合を除く。

また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業  
者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行  
支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対  
応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サー  
ビス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験  
的な入居については、共同生活介護又は共同生活援助に係る共同生  
活住居への入居を希望している者に対する利用であり、支援の目的  
が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説  
明し、利用者の意向を確認すること。

③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を  
算定できるものであること。なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、  
利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす  
場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生  
活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う  
場合についても算定して差し支えない。

④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位  
置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであ  
るが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所  
支援サービス費を併せて算定できるものであること。

⑤ 体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者  
の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が  
必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又  
は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回に  
よる支援を行った場合に算定できるものであること。

なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間に  
おける支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行う  
ほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応  
等を適切に行うこと。

⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるもので  
あること。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合  
においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できるこ  
とに留意すること。

※ H27年度から(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限  
る。)の利用期間の制限が廃止

8	<p>体験宿泊加算 (Ⅱ)</p>	<p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等を行った場合 (「1 地域移行支援サービス費」の (2) に定める場合を除く。) に体験宿泊加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) を合計して15日※を限度として、1日につき所定単位数を算定しているか。 (報酬告示第1-5注2、留意事項通知第3-1(7))</p> <p>体験宿泊加算 (Ⅱ) 700単位/日</p> <p>※ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50単位/日</p> <p>※ H27年度から (体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。) の利用期間の制限が廃止</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 地域移行支援計画</p> <p>3 サービス提供記録</p>
<p>H27.3.31Q&amp;VOL.2</p>		<p>問58 地域相談支援給付決定者がグループホームでの体験宿泊を希望した場合、地域移行支援の「体験宿泊加算」とグループホームの「共同生活援助サービス費 (Ⅳ)」 (又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ)」) のいずれを算定するのか。</p> <p>答58 利用者が体験宿泊を行う目的により異なる。例えば、指定地域移行支援事業者が、単身での生活を希望している者に対し、グループホームとしてのサービスではなく単にグループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合は地域移行支援の「体験宿泊加算」を算定する。</p> <p>また、指定共同生活援助事業者 (又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者。以下同じ。) が、グループホームへの入居を希望している者に対し、指定共同生活援助の支給決定を受けた後、体験的に指定共同生活援助を提供した場合は「共同生活援助サービス費 (Ⅳ)」 (又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ)」) を算定する。</p>		

(3) 指定地域定着支援

主眼事項	着眼点 (根拠法令)	自主点検結果	確認書類	指導結果
1 地域定着支援サービス費	<p>(1) 地域相談支援給付費の支給対象者に対して、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき地域相談支援給付費の所定単位数を算定しているか。 (報酬告示第2イ)</p> <p>体制確保費 305単位/月</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票 2 運営規程 3 受給者証</p>	
	<p>(2) 指定地域定着支援事業者が、指定基準第42条第3項又は第43条第2項に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。 (報酬告示第2ロ及び注3、留意事項通知第3-2(1))</p> <p>【留意事項通知】 指定地域定着支援の提供に当たっては、地域相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等 (第42条第3項) ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握 (第43条第2項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 アセスメント記録、地域定着支援台帳 2 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	
	<p>(3) 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付費決定障害者等に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 【緊急時支援費 (I)】 また、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜 (午後10時から午前6時までの時間をいう。) に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費 (I) を算定している場合は、算定しない。 【緊急時支援費 (II)】 (報酬告示第2ロ及び注2、留意事項通知第3-2(2))</p> <p>緊急時支援費 (I) 711単位/日 緊急時支援費 (II) 94単位/日</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票 (緊急時支援に関する記録) 2 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	

1 地域定着支援サービス費

【留意事項通知】

- ① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。
- ② 地域相談支援報酬告示第2の口の緊急時支援費（Ⅰ）については、緊急時に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。
- ③ 地域相談支援報酬告示第2の口の緊急時支援費（Ⅱ）については、緊急時に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。ただし、緊急時支援費（Ⅰ）を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。
- ④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとす。
- ⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。
- ⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。

H24.3.6 相談支援に関するQ&A

(1) 指定基準関係

- Q 8 地域定着支援について、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合」とは、家族等の入院、自然災害等、外部要因により本人が緊急事態になっている状況については地域定着支援の対象外となるのか。
- A 8 地域定着支援は、家族等の入院や自然災害等の外部要因により、障害を有することから緊急的な支援が必要となる場合も含まれる。
- Q 9 一時的な滞在による支援の実施場所如何。
- A 9 指定一般相談支援事業所の宿直室や、指定障害福祉サービス事業者への委託により障害者支援施設等の空室を活用して実施することを想定している。

<p>1 地域定着支援サービス費</p>	<p>Q10 地域定着支援の「常時の連絡体制の確保」について、連携施設等を経由して指定一般相談支援事業所に連絡が届く体制でも可能か。</p> <p>A10 指定基準において、地域移行支援・地域定着支援のサービスの提供は、当該指定を受けた指定一般相談支援事業所において地域移行支援又は地域定着支援の業務に従事する者によって、提供されなければならぬこととしている（体験利用、体験宿泊、一時的な滞在による支援を指定障害福祉サービスに委託する場合を除く。）。</p> <p>よって、地域定着支援の連絡体制は、当該事業所が直接利用者との連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することが必要である。</p> <p>H27.3.31平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&amp;AVOL.21 問59 居宅において家族と同居している障害者のうち、当該家族等が障害、疾病等のため緊急時の支援が見込めない状況にある者も利用対象となるが、「障害、疾病等」の「等」とは具体的に何が想定されるのか。</p> <p>答59 例えば、家族等が高齢であったり就労している場合や、利用者の障害特性に起因した理由により家族等に対して他善行為を行うなど、当該利用者への緊急時の支援が困難な場合が想定される。</p> <p>H30.3.30平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&amp;AVOL.1 問94 緊急時支援費(Ⅱ)については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないのか。</p> <p>答94 緊急時支援費(Ⅱ)については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。</p> <p>なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費(Ⅰ)のみを算定することとなり、緊急時支援費(Ⅱ)との併給はできないことに留意すること。</p>	
<p>2 特別地域加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める地域 ・・・過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域等</p>	<p><input type="checkbox"/> 適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>

2 特別地域加算

<p>(2) 「1 地域定着支援サービス費」の(2)の場合において、加算を算定していないか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 算定していない  <input type="checkbox"/> 算定している  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票</p>	
<p>(2)(1)の場合において、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けていないか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 受けていない  <input type="checkbox"/> 受けている  <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>1 介護給付費・訓練等給付費等明細書及びサービス提供実績記録票                  2 運営規程、重要事項説明書</p>	